

# がんばれサークル⑪



# ふたつ 広報

2月 '86 No.287



# 昭和59年度 決算

一般会計  
一億九千六百六十六万余円  
を繰り越す

昭和五十九年度に一般会計に入

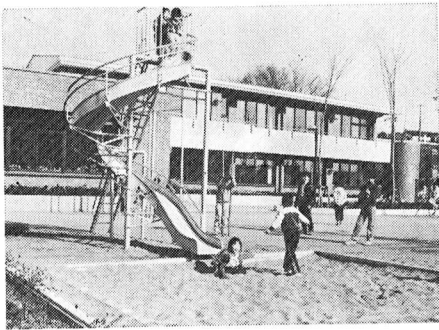
ってきたお金(歳入)は、百三十九億九千七百四十九万五千円で前年比二・七パーセント増。使ったお金(歳出)は、百二十九億八十三万三千円で前年比二・七パーセント増となり、繰越額は一億九千六百六十六万二千円となりました。

歳入、歳出予算の執行状況は、それぞれ八収入率√百・五パーセント、△支出率√九十九パーセントで、主な決算内容は、次の表のとおりです。

昨年十二月の定例市議会で、昭和五十九年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。一般会計と特別会計を合わせた総額は歳入で百七十六億一千二百六十四万八千円、歳出で百七十二億六千八百六十三万八千円となり、収支差引額は三億四千四百一十万円でした。

歳出(支出)の主なものは、小学校費十億六千九百七十八万六千円(第一小学校屋上防水工事一千三百七十四万円、第二小学校除湿工事七千五百九十八万二千円、第三小学校校庭改良工事一千八百三十万円、第五小学校講堂防音改築工事一億七千九百九十九万六千円、第六小学校除湿工事六千四百九十万二千円)、中学校費三億七千四百四十九万八千円(第一中学校校庭改良工事四千三百六十万円、

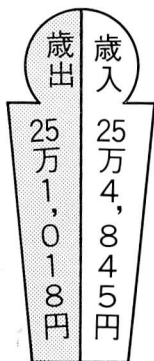
第二中学校プール改良工事六千二百八十二万八千円、第三中学校万年棚改良工事二千二百四十万円)、社会教育費九億四千四百九十七万九千円(屋外運動場新設工事費Ⅱ市営競技場三億四千四百五十七万三千円、学習等共用施設新築工事費Ⅱ田園会館一億四千八百十五万四千円)、保健体育費三億二千六百八万四千円(市営プール新設工事五千八百四十三万一千円、熊川野球場新設工事Ⅱ福東少年野球場八千八百五十万円)……以上教育費。



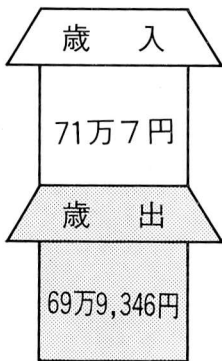
▲子どもたちに人気のある田園会館

身体障害者福祉費七千六百七十四万六千円、老人福祉費一億九千三百四十五万五千円、老人医療費四千九百三十六万六千円、児童措置費五億四千九百九十四万四千円、児童館建設費(田園会館)八千八百八十八万八千円、扶助費六億七千八百二十二万四千円……以上民生費。道路新設改良費二億七千八百二十二万九千円、交通安全施設費七千四百七十五万五千円、緊急道路整備費一億一千四百四千円、公園整備費五億二千八十八万一千円、西住宅地区周辺排水路費三億六千五百八十七万九千円……以上土木費などとなっています。

## ○市民一人当りの決算額



## ○一世帯当りの決算額



# 市民一人当りの決算額

一般会計の決算額を市民一人当りで見ますと歳入が二十五万四千八百四十五円、歳出が二十五万一千八百円となりました。また、一世帯当りでは、歳入が七十一万七千円、歳出が六十九万九千三百四十六円でした。

なお、市民一人当りの市税の納税負担額は九万八千一百一十一円一世帯当りでは二十五万一千二百四十八円となりました。

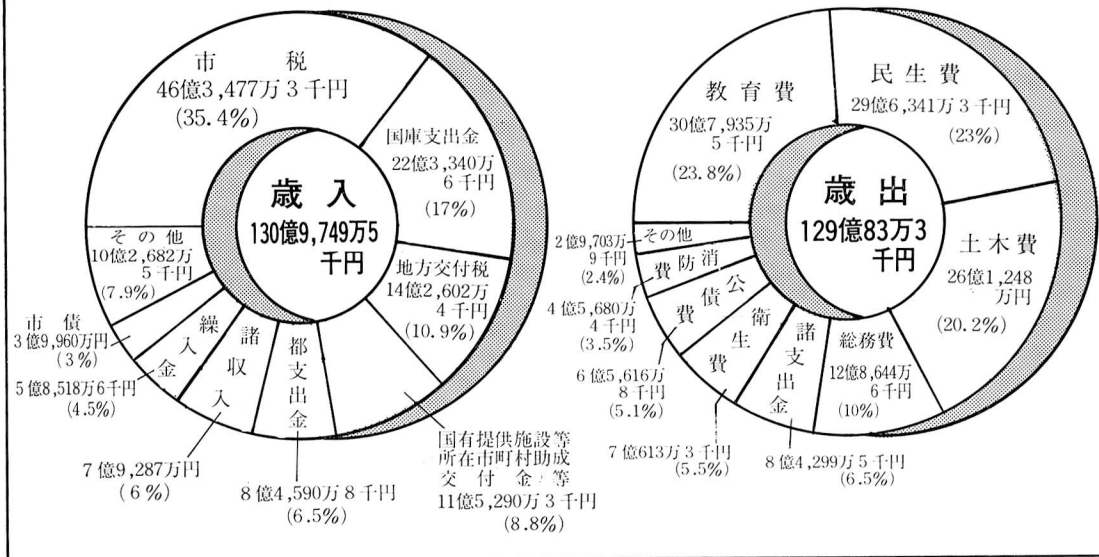
## 一市税収入済額及び市民1人当りの納税負担額一

区 分	収入済額	1人当りの納税負担額	1世帯当りの納税負担額
市 民 税	24億6,526万7千円	4万7,968円	13万3,641円
固定資産税	13億6,635万2千円	2万6,586円	7万4,069円
都市計画税	4億967万8千円	7,971円	2万2,208円
市たばこ消費税	2億2,842万6千円	4,445円	1万2,383円
そ の 他	1億6,505万円	3,211円	8,947円
合 計	46億3,477万3千円	9万181円	25万1,248円

## 昭和59年度一般会計歳入歳出決算額

収入率100.5%・支出率 99%

※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第二位 それぞれ四捨五入。



※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第二位 それぞれ四捨五入。

会 計 別	予算現額	歳 入		歳 出		残 額 (翌年度繰越金)
		決算額	収入率	決算額	支出率	
国民健康保険特別会計	千円 13億2,358万7	千円 12億9,795万5	% 98.1	千円 12億4,533万9	% 94.1	千円 5,261万6
福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計	2,133万8	2,132万	99.9	2,109万4	98.9	22万6
下水道事業会計	19億844万6	19億599万7	99.9	18億1,602万1	95.2	8,997万6
老人保健医療会計	7億9,900万8	7億4,775万4	93.6	7億4,322万4	93.0	453万
受託水道事業会計	5億6,087万9	5億4,212万7	96.7	5億4,212万7	96.7	0
合 計	46億1,325万8	45億1,515万3	97.9	43億6,780万5	94.7	1億4,734万8

総額 四十三億六千七百八十万五千円

特別会計の五会計(国民健康保険特別会計・福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計・下水道事業会計・老人保健医療会計・受託水道事業会計)は、それぞれ順調に運営されました。なお、収入率・支出率等の内訳は、次のとおりです。

を 支 出

# 特別会計



# 保育料が4月から改定されます

保育園の保育料が4月から改定されることになりました。保育園にかかる経費は、下表のとおり毎年増加しています。この間に国の保育料徴収基準も毎年改定され引き上げられていますが、市では保育料を国徴収金の50パーセントを基準に保護者負担の軽減を図りました。

福生市の現在の保育料は、近隣市町と比較すると約13パーセント下回っています。昭和59年度決算では市の保育料肩代り分は、一億二千一十万円になり保育所運営費全体で見ると市の財政負担は、43・8パーセントの三億二百四十万円となります。

一方、現在急速に進む高齢化問題等福祉需用は増大しており、福祉行政の中で、保育園にかかる経費のあり方を見直す必要がでてきました。そこで市では、昨年の10月「保育所措置費調査専門委員」に保育料の改定について意見を求めました。4回にわたる審議の結果、現行の保育料を3年間で国基準の60パーセントに引き上げる案が市長に答申されました。市で

は、他市の状況や市の財政力から判断して、引き上げもやむを得ぬものと考え、答申どおり61年度から保育料を別表のとおり改定します。

今回の改定では高額所得者の増加による応分の負担を実施するため、D階層を2階層延ばしたことで、第2子の減額適用をD3階層からD13階層まで延ばし保護者負担の軽減を図ったことが特徴です。この結果、国で示す徴収基準に対して約54パーセントの保育料になります。保護者の皆さんには負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

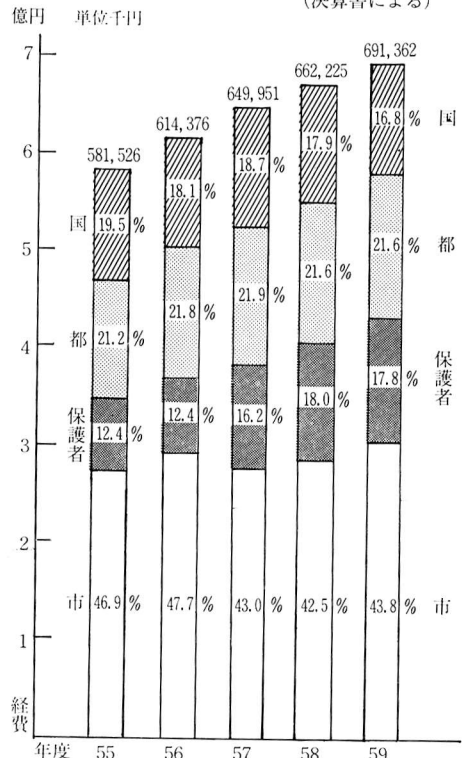
なお、昭和62年度以降については、3年間で国の定める徴収基準のおおむね60パーセントを基準に、社会情勢、財政事情を考慮のうえスライドして改定する予定です。

くわしくは、厚生課保育係 (☎51-1511 内線315) へ。

## 附加徴収金基準額

階層区分	前年度分の固定資産税の課税額	認定する階層
C第1階層	4,000円以上	C第2階層
C第2階層	6,000円以上	C第3階層
C第3階層	8,000円以上	D第1階層
D第1階層	10,000円以上	D第2階層
D第2階層	12,000円以上	D第3階層
D第3階層	14,000円以上	D第4階層
D第4階層	16,000円以上	D第5階層
D第5階層	18,000円以上	D第6階層
D第6階層	20,000円以上	D第7階層
D第7階層	22,000円以上	D第8階層
D第8階層	24,000円以上	D第9階層
D第9階層	26,000円以上	D第10階層
D第10階層	28,000円以上	D第11階層
D第11階層	30,000円以上	D第12階層
D第12階層	32,000円以上	D第13階層
D第13階層	35,000円以上	D第14階層
D第14階層	38,000円以上	D第15階層
D第15階層	42,000円以上	D第16階層
D第16階層	46,000円以上	D第17階層
D第17階層	50,000円以上	D第18階層
D第18階層	54,000円以上	D第19階層
D第19階層	58,000円以上	D第20階層

保育所運営費と保護者の負担割合 (決算書による)



園児一人当りの月額保育園運営費 58,540円  
その内保護者が負担する保育料平均10,400円 (59年度決算)



## 昭和61年度福生市保育所措置費徴収金基準額表

(単位 円)

各月初日在籍措置児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義 及 び 条 件		3歳未満児	3歳以上児	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		0	0	
B階層	A階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	
C階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第1階層	前年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯(所得割非課税世帯)	2,200 (1,100)	1,700 (850)
		第2階層	前年度分の市町村民税所得割課税額が5,000円未満の世帯	2,700 (1,350)	2,200 (1,100)
		第3階層	前年度分の市町村民税所得割課税額が5,000円以上の世帯	3,200 (1,600)	2,700 (1,350)
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税額が次の区分に該当する世帯	第1階層	3,000円未満	4,500 (2,250)	3,600 (1,800)
		第2階層	3,000円以上 15,000円未満	5,800 (2,900)	4,900 (2,450)
		第3階層	15,000円以上 30,000円未満	7,000 (3,500)	6,100 (3,050)
		第4階層	30,000円以上 45,000円未満	8,400 (4,200)	7,300 (3,650)
		第5階層	45,000円以上 60,000円未満	9,800 (4,900)	8,300 (4,150)
		第6階層	60,000円以上 90,000円未満	12,600 (10,080)	9,500 (7,600)
		第7階層	90,000円以上120,000円未満	15,700 (12,560)	10,500 (8,400)
		第8階層	120,000円以上150,000円未満	18,700 (14,960)	11,500 (9,200)
		第9階層	150,000円以上180,000円未満	20,600 (16,480)	12,300 (9,840)
		第10階層	180,000円以上210,000円未満	22,300 (17,840)	13,000 (10,400)
		第11階層	210,000円以上240,000円未満	23,900 (19,120)	13,600 (10,880)
		第12階層	240,000円以上270,000円未満	25,600 (20,480)	14,200 (11,360)
		第13階層	270,000円以上300,000円未満	27,200 (21,760)	14,800 (11,700)
		第14階層	300,000円以上350,000円未満	28,700	15,400
		第15階層	350,000円以上400,000円未満	30,100	16,000
		第16階層	400,000円以上450,000円未満	31,500	16,600
		第17階層	450,000円以上500,000円未満	32,900	17,200
第18階層	500,000円以上600,000円未満	34,300	17,800		
第19階層	600,000円以上800,000円未満	35,700	18,400		
第20階層	800,000円以上	37,100	19,000		

- 備考 1. 徴収金基準額(月額)欄の( )内の金額は、同一世帯で2人以上措置した場合、C第1階層～D第5階層は一番年上を除くそれ以外の児童に適用し、D第6階層～D第13階層は一番年下を除くそれ以外の児童に適用する。
2. 一措置児が年度内に満3歳に達した場合においても、この表に掲げる徴収金基準額の規定にかかわらず、その年度内は、3歳未満児の徴収金基準額の規定を適用する。
3. C階層又はD階層に該当する世帯で、前年度分の固定資産税の課税額が右表の各階層区分に対応する額となる場合は、当該表に定める階層に認定し、措置費徴収基準額を算定する。

# いじめをなくそう

## その特徴と親・地域の役割

いま「いじめ」の問題は、「昔からあった」と見過ごすことができないほど、一般化、深刻化し、大きな社会問題にさえなっています。「いじめ」の問題に、どう対応したらよいのでしょうか。

### ■最近の「いじめ」の特徴

いま問題になっている「いじめ」とは、特定の人に暴力をふるったり、言葉でのおどしやいやがらせ、あるいは仲間はずれや無視などをくり返し、心理的・肉体的に苦痛を与えることです。従って「けんか」のように争いがすぐ終わってしまうようなものは、「いじめ」とは言えません。

陰湿・冷酷であり、集団的で長期間にわたる場合が多くなっているのが、いまの「いじめ」の特徴であると言えます。

また、「いじめ」の告げ口が分かるのを恐れて、親や先生に訴える子が少ないし、いじめられる子も一人ではまんすることが多いの

で、表面に出にくいことも一つの特徴です。

### ■「いじめ」を発見するため に家庭で気づくポイント

いじめられっ子の発しているサインに気づくことがまず第一歩です。そのためのポイントをいくつかあげてみました。

- ①起床が遅くなり、登校するのはいやがるようになる。
- ②学校を休みがちになり、遅刻、早退が多くなる。下校が早くなり、一人で下校するようになる。
- ③教科書・ノートに落書きされる。
- ④洋服が破れたり、汚れている。
- ⑤持ち物がなくなったり、隠されたりする。
- ⑥理由のはっきりしないけが(こぶ、あざ)などをしている。
- ⑦浮かぬ顔や泣いたりして、いつも様子がちがう。
- ⑧食欲がなくなる。
- ⑨兄弟げんかやいじめをする。
- ⑩いつもの友達と遊ばない。

- ⑪部屋の中にとじこもる。
- ⑫学校や友達のことを話さなくなる。
- ⑬クラスの係などを、突然やめたいと言いつす。

### ■「いじめ」への対応策

早期発見・相談・対応が大切ですが、そのためには、日頃から何でも気がるに話し合える雰囲気づくりと、子どもの変化に気づく目を養うことが親にとって大切なことです。実際に、ある調査によると、「いじめ」の約60パーセントが親、特に母親の日常の観察から発見されています。

次に、対応のいくつかをあげておきます。

- ①子どもの出すサインに敏感になる。
- ②「いじめ」を発見したら、学級担任へいち早く連絡し、協力して解決を図る。
- ③将来、子どもの弱点になりそうなものを、いち早く解消してやるのが親のつとめです。  
たとえば、目やにやつめあか、えりもとの汚れなど、不潔だということ、「いじめ」の対象になることもあります。

- ④日頃から、近所の人たちと仲よくしておくこと。親同士仲がよいと、子ども同士の関係も安定するものです。
- ⑤親も地域の人々も、もっと地域の中で子どもたちが仲よく遊べるように気を配る。

- ⑥地域の子どものを正しく育てるために、どの子もわが子として温かく見つめ、励まし、ほめ言葉や注意など進んで声をかける。
- ⑦地域の青少年指導にかかわっている方や市教育相談室(☎52-5511)等に相談するのも一つの方法です。

最後に、子どもたちの「いじめ」の問題も、起こるのは学校という場ではあっても、実は、現代社会の「ずさんだ心の時代」の産物であり、大人社会を反映したものであると言えます。その意味で、いまこそ、大人の生き方が問われているのではないのでしょうか。

### ■お貸しします

12月2日に実施した講演会(「教育相談と「いじめ」の問題」講師 青木剛順先生)の録音テープを無料で貸し出します。希望者は教育委員会指導室指導係(☎52-5511)までお申し込みください。

# 3月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所（開設医療機関）は、次のとおりです。

## 内科・小児科（昼間）診療所

- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 健康センター
- ▽診療時間 午前9時～正午  
午後1時～5時

## 内科・小児科（準夜）診療所

- ▽開設日および開設場所
- ・3月2日（日）米谷内科医院  
所在 福生市 ☎51-0143
- ・3月9日（日）堤医院  
所在 羽村町 ☎54-2418
- ・3月16日（日）中村医院  
所在 福生市 ☎52-1031
- ・3月21日（祝）三井クリニック  
所在 福生市 ☎53-1471
- ・3月23日（日）村山医院  
所在 羽村町 ☎54-2221
- ・3月30日（日）大嶽医院  
所在 瑞穂町 ☎57-0162
- ▽診療時間 午後5時～10時

## 歯科休日診療所

- ▽開設日および開設場所
- ・3月2日（日）沢田歯科医院  
所在 秋川市 ☎58-5528
- ・3月9日（日）関口歯科医院  
所在 福生市 ☎51-5456
- ・3月16日（日）村山歯科医院  
所在 瑞穂町 ☎57-0056
- ・3月21日（祝）三井田歯科医院  
所在 福生市 ☎51-0479
- ・3月23日（日）片岡歯科医院  
所在 福生市 ☎51-0353
- ・3月30日（日）早崎歯科医院  
所在 福生市 ☎53-0469
- ▽診療時間 午前9時～正午  
午後1時～5時

※医療機関が変更する場合がありますので、受診の際は、あらかじめご確認ください。

なお、受診は緊急の場合に限ります。また、受診の際は保険証と小銭をご用意ください。

## 高齢者の心筋梗塞

### 「福生市医師会だより」

寒くなりますと心筋梗塞を発生して行く人が増えてきます。同じ心筋梗塞でも、年齢によって症状

や梗塞の部位、予後など様相を異にしているのです。症状を見ますと、高齢の場合大変危険な病気でありながら、無自覚のことがあるのです。胸痛があっても軽い場合が多かったり、また心筋梗塞とは考えにくい呼吸障害や胃痛などの胃腸病のような場合もあります。

この病気は心臓の筋肉に栄養を与えている冠状動脈が閉塞するのですが、その部位も下部が多くなったり、動脈三本が同時に閉塞してくることもあります。予後を見ますと、ショックを起こしたり、心不全や心臓破裂で発病初期に死亡する場合が多くなっています。

また、心臓死だけでなく、肺炎や、腎不全といった全く別の病気で死亡してしまうこともあります。心電図でも、心筋梗塞と、はっきり分かりにくい場合があるのです。平常時の心電図と比較してはじめて診断が確定することも多いのです。このような時には、定期的な健康診断の結果が大いに役立ちます。

皆さんも寒い時は特に健康に留意し、細かな体調の変化にも注意を払う必要があると思います。



ルールを守って安全運転を!!

「やさしさと  
思いやりのある運転」

福生警察署管内では、交通事故が激増しています。

交通事故の原因を調べてみますと、ささいなルール無視や注意義務をおこたったことが事故につながっています。もう一度家族全員でそれぞれの乗り物のルールについて話し合い、交通事故を起こさないようにしましょう。

## 春の火災予防運動

2月28日（金）～3月13日（木）

日頃使い慣れている家庭のガス器具やストーブも、ひとつ取り扱いを誤ると、たちまち火災をひき起す原因となります。

- ①給油は、ストーブの火を止めて
- ②天ぷら鍋から目を離さない
- ③ガスの使用は換気を充分に



## 国民年金だより

### ■新制度の障害基礎年金

現行法による国民年金の障害年金は、初診日前に1年間の保険料納付済期間があるなど一定の保険料納付要件を満たした人が、加入中に傷病で法律に定める程度の障害の状態になったときに支給されることになっていきます。改正後は、この保険料納付要件を緩和し、初診日前に最低1年間納入という条件を撤廃して、初診日前に加入期間の3分の2以上保険料納付済期間(免除期間を含む)があれば障害基礎年金が支給されることになりました。

なお、今後10年間以内に初診日がある傷病による障害については、前期の要件を満たさなくても、初診日前の1年間に保険料滞納期間がなければ障害基礎年金を支給する特例もあります。

### ■障害福祉年金は

#### 障害基礎年金へ移行

現行の国民年金では、障害者が20歳に達したときから障害福祉年金が支給されることになっていま

す。改正後は、初診日において20歳未満であった人についても20歳に達したときから障害基礎年金が支給されることとなります。

この場合、障害基礎年金の受給権者に一定の額をこえる所得があるときは、その支給が停止されることになっていきます。

また、この改正は、施行日(昭和61年4月1日)の前日に障害福祉年金の受給権のある人についても適用されることになっていきますので、現在の障害福祉年金受給権者はすべて障害基礎年金の受給権者に移行されます。この場合にも本人の所得による支給制限があります。

この結果、保険料の滞納などがない限り、原則としてすべての成人障害者に対して障害基礎年金が支給されることとなります。

### ■障害の範囲は現行どおり

年金は法で定めた障害等級表(1級・2級)の障害の状態になったときに支給されますが、原則として、現行の国民年金法で定める程度のものとしませんが、具体的には、今後政令で定めることになっていきます。

## 図書館だより

### 特別整理に伴う休館と特別貸し出し

図書館(郷土資料室、各分館共)では、毎年館内の整理、蔵書点検のため特別整理日を設け休館しています。今年度は、3月5日(木)から3月17日(月)まで休館いたしますのでご協力ください。

なお、この期間中でも図書の返却は、玄関先に設置したブックポストへ返却できますのでご利用ください。また、図書館の特別整理による休館に伴い、2月19日(水)から3月3日(月)までの間特別貸し出しを実施します。中央図書館及び各分館共1人10冊まで4週間貸し出しますので、ご利用ください。

### ■シリーズII

#### 子どもと本の話

『ねえねえ、私ジュームが一番好き。この本の「アン」は私のイメージにぴったりだわ。』カウンターにしていると、こんな声が聞こえてきました。五年生の少女2人が、アンの話に夢中になっています。

私もちょうどこの時、「赤毛のアン」(モンゴメリ著、全十巻)のシリーズを読んでいたところで、彼女達の話に仲間入りさせてもらいました。2人は、この物語を読んで、空想好きで夢みる少女、「アン」にすっかり魅せられ、学校では、『いつも2人で、アンのようにいろいろ楽しいことを空想して遊んでいるの。』と目を輝かせていました。こんな少女の頃に、私もアンに出会いたかったな、と2人をうらやましく思いました。彼女達のおかげで、私の古びた感受性もちょっぴり若さを取り戻し、残りのアンのシリーズを楽ししく読むことができました。

児童文学作家、中川李枝子さんのお母さんは、子ども達が面白かったと言った本は、ほとんど自分も一緒に読み、読者の楽しみを家族全員のものにしていたそうです。大人になってから、子どもの本を読むのも楽しいものです。考えることでさびついてしまった私達大人の想像力空想力が、子どものおかげでもう一度、活発に動き出すこともあるようです。子どもの本は、その潤滑油の役目を果たしてくれます。

# へ加入しませんか 交通災害共済 (出張受付)

昭和60年中、市内で交通事故にあわれた方の総数は211人でした。

交通事故にあわないように、お互いに注意しあうことはもちろんですが、万が一の交通事故に備えて、市が他市町村と運営している交通災害共済制度があります。次

等級	1	2	3	4	5	6	曜日	受付時間		会場
								月	日	
交通災害の程度	死亡	全治一年以上の傷害	全治六か月以上一年未満の傷害	全治三か月以上六か月未満の傷害	全治一か月以上三か月未満の傷害	全治一週間以上一か月未満の傷害	3・2	午前10時	福東会館	福栄都営住宅集会所
								午後1時30分	福生住宅集会所(熊川団地)	
							3・9	午後1時30分	本八会館	熊牛会館
								午後10時	武蔵野会館	
							3・15	午後10時	福生団地集会所	かえで会館
								午後1時30分	中福生会館	
3・16	午後10時	わかぎり会館	熊川中央会館							
	午後1時30分	扶桑会館								
見舞金	一〇〇〇〇〇円	二八〇〇〇〇円	一八〇〇〇〇円	一〇〇〇〇〇円	五〇〇〇〇〇円	二〇〇〇〇〇円	3・15	午後1時30分	中福生会館	
								午後10時	わかぎり会館	
3・16	一〇〇〇〇〇円	二八〇〇〇〇円	一八〇〇〇〇円	一〇〇〇〇〇円	五〇〇〇〇〇円	二〇〇〇〇〇円	3・16	午後1時30分	明神会館(熊川神社境内)	
								午後10時	熊川中央会館	

の日程で出張受付をいたしますのでご加入ください。

掛金は、中学生以下250円、一般が400円です。ただし小学生(3月に中学校卒業の方は除く)と4月に小学校に入学されるお子さんは、公費負担となりますので申し込みの必要はありません。

なお、会場においていただけない方でも、3月以降市民課窓口で随時受け付けます。くわしくは、市民課市民係(☎51-1511内線266)へ。

## お貸しします

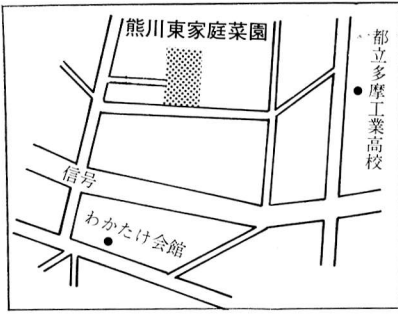
### 家庭菜園

4月1日から、加美平第一・第二、熊川東、鍋二の家庭菜園をお貸しします。貸出区画は4箇所合計42区画です。

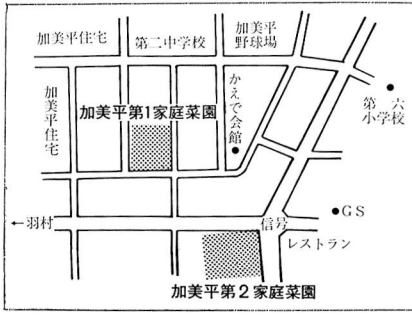
余暇を利用して野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがですか  
貸出期間 昭和61年4月1日～昭和63年3月31日(2年間)  
費用 1500円(使用期間中の菜園自主管理費、ゴミ処理費など)

申込み 3月8日(土)までに印鑑をお持ちのうえ経済課農業緑化係(☎51-1511内線273)へ直接おいでください。

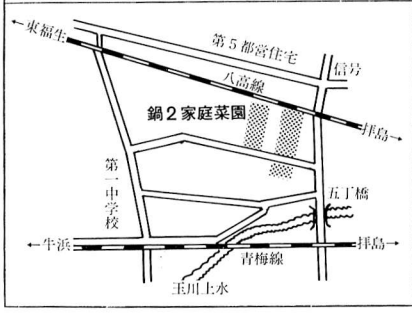
#### 熊川東家庭菜園



#### 加美平第一、第二家庭菜園



#### 鍋二家庭菜園



なお、申し込みは、1世帯につき1区画とし、応募者が多数の場合は、抽選になります。また、家庭菜園使用者は、菜園の自主管理組織「協力会」に自動的に入会することになって

郷土資料室だより

只今展示中

いしぶみ展

市内にはたくさんさんの石仏、石碑道標などが分布しています。江戸時代に村人が様々な願いをこめて造ったものです。これらの石仏や道標、石碑の拓本を2月27日まで福生地区の「いしぶみ」を展示しますのぜひご覧ください。

主な資料は次のとおりです。

- 天保12年 寒念仏供養碑
- 天保14年 六字名号碑
- 寛永16年 榎地藏尊
- 元治2年 一石一字経王塔
- 文政11年 馬頭観世音文字塔
- 福泉舎友甫句碑
- 嘉永4年 水神社碑

▼榎地藏尊 (清厳院墓地)



▽市内どこでも見られる物  
イヌワラビ  
▽シダの代表種  
ワラビ

植物標本

—シダ類—

自然コーナーでは、市内に自生するシダ類の標本を展示しています。

シダ類は、普通の植物のように花が咲いて実を結び、種子をまいて増えるのではなく、胞子によって増える植物です。

市内には、今のところ33種類のシダ植物が自生していることが確認されていますが、今回はその中から特徴的なものを8点を選び出し、展示しました。

▽ハケで群落をつくり、ごく普通に見られる物

ヤブソテツ、ヤマイタチシダ、オクマワラビ、クマワラビ。  
▽玉川上水の石垣に多く見られる物  
トラノオシダ、コバノヒノキシ

ふっさの文化財



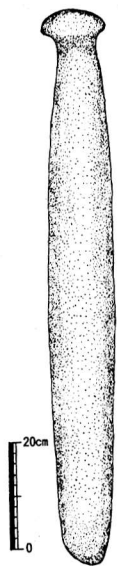
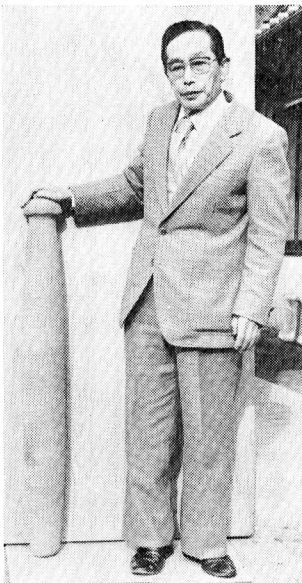
石棒

—縄文時代石製遺物—

石棒は、縄文中期以降に出現する磨製石器ですが、用途は不明です。神仰にかかわる石器であるとか、武器の一種で権威の象徴を示すものである等の説があります。中期には2メートルをこす大きなものもあります。

が、後期、晩期となるに従い、小型化し、50センチメートルぐらいのものが多くなります。

昭和52年5月10日に有形文化財として市指定された内田満蔵さん(福生六二〇)所蔵の石棒は、長さ一〇



五センチメートル、最大径13センチメートルで、一端がこぶし状に膨隆し、一端は細くすぼんだ単頭式石棒です。石棒の完形品としては市内唯一のもので、すぐれた縄文時代の遺物です。

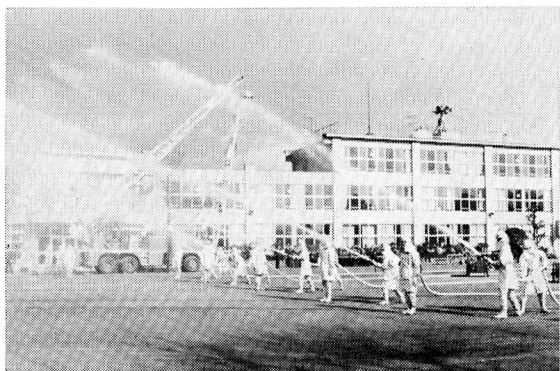
この石棒は江戸時代、玉川上水掘り替え中(十八世紀)に発見されたもので、以来、同家では小社の御神体としてまつてきました。

『新編武蔵風土記稿』の「福生村」の項に次の記事があります。

「陵明神社 小社小名宿ニアリ村民ノ持昔年多磨川上水ノ新堀開鑿ノ時土中ヨリ銅仏并セテ長キ石ヲ得タリ俗ニ傘石ト云ヨシ平将門ヲ祭ルノ文ヲエレリ故ニカク云後ソノ銅仏ヲ失フテ今ハ石ノミアリ」



# フォトニュース



— 1月5日(日) 福生市消防団出初式 —

## 団員の志気をたかめる

毎年恒例の福生市消防団出初式が福生第四小学校校庭で東京消防庁よりも1日早く行われました。福生消防署長をはじめ、多数の来賓の方の臨席のもと団員175人、車輛5台が分列行進をし、市長、団長、来賓による各分団の閲団が行われ、団員の志気をたかめ、最後に「火災のない年であるように」との願いを込めて、いっせい放水を行い、無事出初式を終えました。

— 1月7日(火) チャレンジ七草がゆ —

## 七草がゆに舌づつみ

新春の行事の一つ、「七草がゆ」を子どもたち自らの手づくりで味ってみようという試みが、1月7日(火) 田園会館で行われました。参加した子どもたちは大先輩の村野栄子さんの七草(セリ・ナズナ・オギョウ・ハコベラ・ホトケノザ・スズナ・スズシロ)についての説明とかゆ作りの手ほどきを受け、できあがった春の香いっばいの七草がゆに舌づつみをうっていました。



— 1月10日(金) 絵本カルタ会 —

## 絵本カルタを職員が考案

中央図書館で毎週金曜日に開かれる「お話し会」が幼児から小学校低学年を対象に絵本の読み聞かせや紙芝居、人形劇などを行っていますが、お正月らしい遊びをと職員が「絵本カルタ」を考案しました。絵本をカルタの絵札にみため、読み手は話の一部を読みあげ、どの絵本かをさがすもの。おなじみの絵本の一部を読みあげると子ども達は「あった!」と身をのり出して取り楽しいひとときを過ごしました。



— 1月15日(祝) 成人式・20歳のつどい —

## おとなの仲間入り 769人

今年、市内で成人式を迎えられた方は、男393人女376人の769人います。まことにめでたうございます。会場には、晴れ着の新成人があふれ、お互いに大人の仲間入りを祝福し合うとともに、久しぶりの出会いに話がつきない様子のグループも多く見られ、開式をひかえ係員に誘導される光景もみられました。また、20歳のつどいでは、生バンドの演奏など楽しい催しが行われました。





— この指とまれ —

市民体育館	☎52-5511
市民会館	☎52-1711
公民館(本館)	☎52-1711
松林会館	☎52-3624
(公民館分館)	
白梅会館	☎53-3454
(公民館分館)	
図書館	
●中央図書館	☎53-3111
●わかぎり分館	☎52-7421
●わかたけ分館	☎51-0083
郷土資料室	☎53-3111
— 上記の施設は火曜休館日 —	
田園会館	☎52-3133
— 児童施設は日曜休館日 —	
— 地域会館は火曜休館日 —	

— 教育講座 —

『いじめ』を考える

今「いじめ」が深刻な問題となつています。その実態をみつめ、問題解決の糸口を探っていきます  
 ▽日時 2月28日(金)・3月7日(金)・14日(金)・20日(木) 全4回 午前10時～正午 ▽場所 公民館集会室 ▽定員 先着20人 ▽講師 江川政成氏(学芸大学助教授) ▽申込み 2月21日(金)から公民館へ。

郷土史

福生史誌学を学ぶ

街には、それぞれの風土と人々の生活の歴史があります。その歴史を、地域の人々の生活を通して学ぶ。最新の福生郷土誌と一緒に学んでみませんか。

▽日時 2月27日(木) 午後7時30分～9時30分 以後原則として毎週木曜日 全5回 ▽場所 松林会館 ▽定員 先着20人 ▽講師 中田正光氏他 ▽申込み 2月21日(金)から松林会館へ。

第2回 子ども卓球大会

▽日時 2月26日(水) 午後2時30分～4時30分 ▽場所 田園会館 ▽対象 小学生・中学生(ただし、中学校の卓球部に所属していないこと) ▽申込み 田園会館へ。

第2回 竹馬ライセンス

▽日時 3月1日(土) 午後1時30分～3時30分 ▽場所 田園会館 ▽申込み 田園会館にある申し込み用紙に記入して田園会館へ

— 文学教室 —

『宮沢賢治を読む』

▽日時 3月3日(月) 午前10時～正午 毎週月曜日 全5回 ▽場所 公民館 ▽定員 先着30人 ▽講師 武田秀夫氏 ▽申込み 2月22日(土)から公民館へ。

聴覚障害者のための映画会

『天国の駅』(字幕入り)

▽日時 2月24日(月) 午後7時30分から ▽場所 公民館視聴覚室 ▽出演 吉永小百合・西田敏行他 ▽対象 市内在住、在学、在勤の聴覚障害者 ※入場無料 ▽問合せ 公民館へ。

『高齢化社会と女の自立』

迫りくる高齢化社会、働きづづける女性にとって親を看ることを改めて考えていくとともに、自立した老いを求めるために今なが必要なのでしょうか。  
 ▽日時 2月26日(水) 午後7時～9時 以後原則として毎週水曜日 全5回 ▽場所 松林会館

▽講師 沖藤典子氏(フリーライター)他 ▽申込み 2月21日(金)から松林会館へ。

松林木工教室

『つり棚に挑戦』

▽日時 3月1日(土) 午後2時～6時 以後毎週土曜日 全4回 ▽場所 松林会館 ▽対象 一般市民 ▽定員 先着15人 ▽費用 1千円前後(材料費) ▽用意するもの 道具類 ▽講師 野口偉雄氏(東京身体障害者職業訓練校) ▽申込み 2月21日(金)から松林会館へ。



▽日時・場所  
 2月20日(木) わかたけ分館  
 2月21日(金) 中央図書館  
 2月22日(土) わかぎり分館  
 時間は、いずれも午後2時・3時・(2回上映)  
 ▽対象 幼児～小学生  
 ▽定員 各回先着70人 入場無料  
 ▽問合せ 各図書館へ

### 白梅親子映画会

## 『ジャングルブック』

オオカミに育てられたモーグリ少年の、ジャングル大冒険物語。  
▷日時 = 3月1日(土) 午後2時  
・2日(日) 午前10時 ▷場所 = 白梅会館 ※入場無料 ▷問合せ = 白梅会館へ。

### 初心者硬式テニス教室

▽日時 3月2日〜30日 毎週日曜日 午前8時45分〜11時 全5回

▽場所 武蔵野台テニスコート

▽対象 一般初心者

▽定員 40人

▽申込み方法 往復ハガキに、教室名、住所、氏名、電話番号、年齢、性別を記入のうえ、〒197福生市北田園2-9-11教育委員会社会教育課社会体育係へお申し込みください。2月24日(月)の消印まで有効とします。なお、定員を超えた場合は、責任抽選により参加者を決定させていただきます。往復ハガキ以外の申し込みは受け付けいたしません。▽問合せ 教育委員会社会教育課社会体育係 (☎52-5511) へ。

## スポーツ教室

### エアロビクス教室

▽期間 2月26日(水)〜3月29日(土) 毎週水・土曜日

▽時間 午前10時〜11時30分

▽場所 市民体育館

▽対象 一般市民

▽定員 40人

▽申込み 2月22日(土) 午後1時から9時まで直接市民体育館 (☎52-5511) へ。なお、定員を超えた場合は、責任抽選により参加者を決定させていただきます。

### 初心者ゴルフ教室

▽期日 3月3日(月)〜4月17日(木) 毎週月曜コース・木曜コース 各全7回

▽時間 午後7時〜8時30分

▽場所 羽村グリーンゴルフ (☎54-8880)

▽対象 市内在住、在勤の初心者

▽定員 各コースとも10人

▽費用 1万5千円(施設使用料、指導料保険料) ほか、途中で休んだ場合の費用はお返しできません。

▽講師 川口春義プロ

▽申込み 2月21日(金) から費用を添えて直接市民体育館内社会体育係 (☎52-5511) へ。なお、定員になりしだい締め切ります。

## 子どもスキー教室



▽期日 3月27日(木)〜30日(日)

▽27日夜出発 3泊4日(車中1泊含む)

▽場所 国設木島平スキー場

▽費用 2万7千円(食・リフト券・おやつ代)

▽対象 小学4年生〜6年生

▽定員 80人

▽申込み 往復ハガキに保護者の住所、氏名、電話番号、お子さんの学年、氏名、性別を記入のうえ、〒197福生市熊川902渡辺 清まで郵送してください。なお、定員になり次第締め切ります。▽問合せ 社会教育課社会体育係(市民体育館内) へ。 ※後日説明会を行います。

### 民謡発表会

▽日時 3月16日(日) 午前10時〜午後5時

▽場所 市民会館小ホール

▽出演者 福生市民謡連盟加入の市民

※入場無料

▽主催 福生市民謡連盟

▽問合せ 山下松友 (☎51-4166) へ。

### 講演会

#### 『家庭における子どもの性のしつけ』

家庭では、性教育についてどのようにしたら良いかとまどいを感じさせられがちですが、家庭における性教育の基本的な考え方と両親の態度について人間教育の視点に立ったお話を一緒に聞いてみませんか。

▽日時 3月8日(土) 午後1時30分〜4時

▽場所 公民館集会所

▽講師 田能村祐麒

※入場無料

▽主催 東京婦人問題協議会福生支部

▽問合せ 高木とし子 (☎51-8941) へ。

### 〈会員募集〉

#### 卓生クラブ

あなたも卓球をしてみませんか

▽日時 毎週水・金曜日 午後7時〜9時30分

▽場所 市民体育館

▽対象 15歳以上男女

▽費用 入会金200円・月会費200円

▽申込み 練習日に直接おいでください

▽問合せ 船間優 (☎52-9910) へ。



# 私立幼稚園児の 保護者に補助金

■該当する方 市内に居住（住民基本台帳または外国人登録原票に登載されている方）し、私立幼稚園に通園している園児（3歳児、5歳児）の保護者で、保育料を納入している方。

■補助額（月額） 3歳児—4000円 4歳児—4500円 5歳児—4500円

今回の支給は後期分の10月から3月分です。

■申請期限 3月5日（水）

■申請先 通園している各幼稚園へ提出してください。

なお、申請用紙は2月中旬に各幼稚園から配布されます。この時

## 表紙は語る

△がんばれサークル⑪▽



今回ご登場いただいたのは誕生七年

期に配布されなかった場合は、庶務職員課庶務係（☎51-1511内線242・243）へ連絡ください。

## 市内マップを配布

市民の皆さんに、手軽に利用していただくため、市内の主要な公施設や病院、医院等を索引と合せた「福生市全図」と「ふっさ市15年のあゆみ」、「福生市の自然」にスポットをあて、散策、観察用のイラストを配した両面マップを作成し、現在全戸に配布中です。2月28日を過ぎて、配布されない場合は、企画財政課広報係（☎51-1511内線214・215）へご連絡ください。

# ご利用ください 育英資金

高等学校または高等専門学校に在学、進学者に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。

①1年以上引き続き市内に住所を有する者と同一世帯にある子女であること。②経済的な理由により、修学が困難であること。③成

## お出かけください

### 一人ぐらし老人の集い

### 「ほほえみ会食会」

福生市社会福祉協議会では、一人ぐらし老人を対象に、話す機会や交流の場を作るため会食会を実施します。今回は、対象地域を2か所に分け、開催日及び会食場所も異っておりますのでお出掛け前によくご確認ください。

■扶桑会館 3月7日（金）午前11時30分～午後3時

△対象地区▽

本町一、本町二、本町三、中央、本町六、本町七、本町八第一、本町八第二、武蔵野台一丁目、永田、長沢一、長沢二、加美一、加美二、

績が良好で心身が健全であること。④同種の奨学金を他から支給または貸し付けされていないこと。⑤在学する学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。⑥世帯主が市税を滞納していないこと。

希望される方は、3月4日（火）から24日（月）まで（ただし、土日曜日を除く午前9時から午後5時まで）に教育委員会庶務課庶務係（☎52-5568）へ。

加美平住宅にお住まいの方

■福祉会館 3月14日（金）午前11時30分～午後3時

△対象地区▽

福生住宅（熊川団地）、南、内出、武蔵野、武蔵野第二、福東、玉川台、富士見台、鍋一、鍋二、熊牛、牛一、牛二、原ヶ谷戸、志茂一、志茂二、北田園、南田園一丁目、南田園二丁目、南田園三丁目、福生団地にお住まいの方

●参加対象者 市内にお住まいの65歳以上の一人ぐらしの方

●申込み 2月22日（土）～3月2日（日）までに参加費3000円を添えて担当地区民生委員または、福生市社会福祉協議会事務局（福祉会館内☎52-2121）へお申し込みください。